

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第12章 [略]</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 [略]</p> <p>附則 (指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第2条 指定居宅介護事業所（条例第6条に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者が提供する指定居宅介護（条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。以下同じ。）の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第12章 [略]</p> <p><u>第13章 就労定着支援（第45条の2～第45条の7）</u></p> <p><u>第14章 自立生活援助（第45条の8・第45条の9）</u></p> <p>第15章 [略]</p> <p>第16章 [略]</p> <p>附則 (指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第2条 指定居宅介護事業所（条例第6条に規定する指定居宅介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）の従業者が提供する指定居宅介護（条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。以下同じ。）の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</u></p> <p><u>第4条の2 条例第44条の2第2号に規定する規則で定める基準は、共生型居宅介護（同条に規定する共生型居宅介護をいう。以下同じ。）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。</u></p> <p><u>（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</u></p> <p><u>第4条の3 条例第44条の3第2号に規定する規則で定める基準は、共生型重度訪問介護（同条に規定する共生型重度訪問介護をいう。以下同じ。）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第5条第2項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。</u></p> <p><u>（共生型居宅介護等の事業に関する読替え）</u></p> <p><u>第4条の4 条例第44条の4の規定による技術的読替え（共生型居宅介護の事業に係るものに限る。）は、次の表のとおり</u></p>

とする。

<u>読み替える条例の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第10条第1項</u>	<u>第32条</u>	<u>第44条の4において準用する第32条</u>
<u>第21条第2項</u>	<u>次条第1項</u>	<u>第44条の4において準用する次条第1項</u>
<u>第24条第2項</u>	<u>第22条第2項</u>	<u>第44条の4において準用する第22条第2項</u>
<u>第26条第1項第1号</u>	<u>次条第1項</u>	<u>第44条の4において準用する次条第1項</u>
<u>第31条第3項</u>	<u>第27条</u>	<u>第44条の4において準用する第27条</u>
<u>第36条</u>	<u>第32条</u>	<u>第44条の4において準用する第32条</u>

2 条例第44条の4の規定による技術的読替え（共生型重度訪問介護の事業に係るものに限る。）は、次の表のとおりとする。

<u>読み替える条例の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第10条第1項</u>	<u>第32条</u>	<u>第44条の4において準用する第32条</u>
<u>第21条第2項</u>	<u>次条第1項</u>	<u>第44条の4において準用する次条第1項</u>
<u>第24条第2項</u>	<u>第22条第2項</u>	<u>第44条の4において準用する第22条第2項</u>
<u>第26条第1項第1号</u>	<u>次条第1項</u>	<u>第44条の4において準用する次条第1項</u>
<u>第31条第3項</u>	<u>第27条</u>	<u>第44条の4において準用する第27条</u>
<u>第33条</u>	<u>食事等の介護</u>	<u>食事等の介護、外出時における移動中の介護</u>
<u>第36条</u>	<u>第32条</u>	<u>第44条の4において</u>

て準用する第32条

(準用)

第4条の5 第2条及び第3条の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

(準用)

第14条 [略]

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第14条の2 条例第95条の2第2号に規定する規則で定める基準は、共生型生活介護(同条に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所(条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第14条の3 条例第95条の3第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等(条例第95条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(2) 共生型生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第14条の4 条例第95条の4第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等(条例第95条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)が提供する指定小規模多機能型居宅介護等(条例第97条に規定する指定小規模多機能型居宅介護等をいう。以下同じ。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(条例第97条に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護予防サービス基

(準用)

第14条 [略]

準第44条第1項に規定する通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスの利用者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（条例第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（条例第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）又は共生型児童発達支援（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第55条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（同条例第72条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第29条の3第1号及び第36条の3第1号において同じ。）を登録定員（条例第95条の4第1号に規定する登録定員をいう。以下この条、第29条の3第1号及び第36条の3第1号において同じ。）の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（条例第95条の4第1号に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) 共生型生活介護を受ける利用者に対して適切なサービ

スを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業に関する読替え)

第14条の5 条例第95条の5の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第32条	第95条の5において準用する第91条
第21条第2項	次条第1項	第95条の5において準用する第84条第1項
第24条第2項	第22条第2項	第95条の5において準用する第84条第2項
第59条第1項	次条第1項	第95条の5において準用する次条第1項
	療養介護計画	生活介護計画
第60条	療養介護計画	生活介護計画
第61条	前条	第95条の5において準用する前条
第94条	第91条	第95条の5において準用する第91条

(準用)

第14条の6 第7条、第8条、第10条、第12条及び第13条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第95条の5において準用する条例第60条第8項の規定による生活介護計画（条例第95条の5において準用する条例第60条第1項に規定する生活介護計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第95条の5において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第95条の5」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第93条の5」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護の基準)

第15条 条例第96条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第1項又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と基準該当生活介護(条例第96条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。))を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) [略]

(3) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所(条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第79号)第55条の

(基準該当生活介護の基準)

第15条 条例第96条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(条例第95条の3第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護等(条例第96条第1号に規定する指定通所介護等をいう。以下同じ。))の利用者の数と基準該当生活介護(条例第96条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。))を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) [略]

(3) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第21条、第30条の2及び第37条の2において同じ。))の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規

8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の6において準用する同条例第55条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。第30条の2第1号及び第37条の2第1号において同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。第21条第1号、第30条の2第1号及び第37条の2第1号において同じ。）にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第30条の2第2号及び第37条の2第2号において同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(指定短期入所事業所の定員の遵守)

第20条 条例第109条第2号の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) 条例第100条第2項に規定する空床利用型事業所にあつては、当該空床利用型事業所を設置する施設の利用定員（条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は条例第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) [略]

(指定短期入所事業所の定員の遵守)

第20条 条例第109条第2号の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) 条例第100条第2項に規定する空床利用型事業所にあつては、当該空床利用型事業所を設置する施設の利用定員（条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は条例第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) [略]

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第20条の2 条例第110条の2第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所等（条例第110条の2第1号に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。
- (2) 共生型短期入所（条例第110条の2に規定する共生型短期入所をいう。以下同じ。）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所（条例第100条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第20条の3 条例第110条の3第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。
- (2) 共生型短期入所を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業に関する読替え）

第20条の4 条例第110条の4の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の 規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
----------------	---------------	---------

<u>第10条第1項</u>	<u>第32条</u>	<u>第110条の4において準用する第108条</u>
<u>第21条第2項</u>	<u>次条第1項</u>	<u>第110条の4において準用する第105条第1項</u>
<u>第24条第2項</u>	<u>第22条第2項</u>	<u>第110条の4において準用する第105条第2項</u>
<u>第94条</u>	<u>前条</u>	<u>第110条の4において準用する前条</u>

(準用)

第20条の5 第18条及び第19条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。））を利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、6人）までの範囲内とすること。

(2) [略]

(3) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第29条 [略]

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第29条の2 条例第149条の2第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、6人）までの範囲内とすること。

(2) [略]

(3) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、条例第100条第1項に規定する指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第29条 [略]

する数以上であること。

(2) 共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第29条の3 条例第149条の3第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスの利用定員を登録定員の数の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) 共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業に関する読替え）

第29条の4 条例第149条の4の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第32条	第149条の4において準用する第91条
第21条第2項	次条第1項	第149条の4にお

		いて準用する第146条第1項
第24条第2項	第22条第2項	第149条の4において準用する第146条第2項
第59条第1項	次条第1項	第149条の4において準用する次条第1項
	療養介護計画	自立訓練（機能訓練）計画
第60条	療養介護計画	自立訓練（機能訓練）計画
第61条	前条	第149条の4において準用する前条
第94条	第91条	第149条の4において準用する第91条
	前条	第149条の4において準用する前条

(準用)

第29条の5 第7条、第8条、第10条、第13条及び第28条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第149条の4において準用する条例第60条第8項の規定による自立訓練（機能訓練）計画（条例第149条の4において準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画）」と、「6月」とあるのは「3月」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第149条の4において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第149条の4」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第162条の4」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

第30条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)

第30条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第30条の2 条例第150条の2第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を条例第150条の2第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

(2) [略]

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

（記録の整備）

第35条 条例第158条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第171条において準用する条例第40条第2項の苦情の内容等の記録

(1)・(2) [略]

(3) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第30条の2 条例第150条の2第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を条例第150条の2第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

(2) [略]

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

（記録の整備）

第35条 条例第158条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第159条において準用する条例第40条第2項の苦情の内容等の記録

(6) [略]
(準用)
第36条 [略]

(6) [略]
(準用)
第36条 [略]

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第36条の2 条例第159条の2第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(2) 共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所（条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第36条の3 条例第159条の3第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスの利用定員を登録定員の数の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) 共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業に関する読替え)

第36条の4 条例第159条の4の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第32条	第159条の4において準用する第91条
第21条第2項	次条第1項から第3項まで	第159条の4において準用する第157条第1項から第4項まで
第24条第2項	第22条第2項	第159条の4において準用する第157条第2項
第59条第1項	次条第1項	第159条の4において準用する次条第1項
	療養介護計画	自立訓練（生活訓練）計画
第60条	療養介護計画	自立訓練（生活訓練）計画
第61条	前条	第159条の4において準用する前条
第94条	第91条	第159条の4において準用する第91条
	前条	第159条の4において準用する前条

（準用）

第36条の5 第7条、第8条、第13条及び第33条から第35条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第159条の4において準用する条例第60条第8項の規定による自立訓練（生活訓練）計画（条例第159条の4において準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画）」と、「6月」とあるのは「3月」と、第35条第1号、第3号、第4号及び第5号中「第159条」とあるのは「第159条の4」と、同条第2号中「第156条第1項及び第2項」とあるのは「第159条の4において準用する第156条

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第37条 条例第160条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第37条の2 条例第160条の2第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を条例第160条の2第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

[略]

(2) [略]

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(準用)

第1項及び第2項」と、同条第6号中「第171条」とあるのは「第171条の4」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第37条 条例第160条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第37条の2 条例第160条の2第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を条例第160条の2第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

[略]

(2) [略]

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

(準用)

第13章 就労定着支援

(指定就労定着支援のサービス管理責任者の業務)

第45条の2 条例第194条の6第2号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(指定就労定着支援事業者の要件)

第45条の3 条例第194条の7の規則で定める要件は、過去3年間において、利用者が平均1人以上、通常の事業所に新たに雇用されていることとする。

(事業の運営についての重要事項)

第45条の4 条例第194条の10の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援(条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。)の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第45条の5 条例第194条の11第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第194条の12において準用する条例第20条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第194条の12において準用する条例第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 条例第194条の12において準用する条例第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第194条の12において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 省令第206条の12において準用する省令第40条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての

記録

(指定就労定着支援の事業に関する読替え)

第45条の6 条例第194条の12の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第32条	第194条の10
第21条第2項	次条第1項	第194条の12において準用する次条第1項
第24条第2項	第22条第2項	第194条の12において準用する第22条第2項
第36条	第32条	第194条の10
第59条第1項	次条第1項	第194条の12において準用する次条第1項
	療養介護計画	就労定着支援計画
第60条	療養介護計画	就労定着支援計画

(準用)

第45条の7 第7条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第194条の12において準用する条例第60条第8項の規定による就労定着支援計画（条例第194条の12において準用する条例第60条第1項に規定する就労定着支援計画）」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

(指定自立生活援助の事業に関する読替え)

第45条の8 条例第194条の20の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第32条	第194条の20において準用する第194条の10
第21条第2項	次条第1項	第194条の20において準用する次条第1項
第24条第2項	第22条第2項	第194条の20にお

		いて準用する第22条第2項
第36条	第32条	第194条の20において準用する第194条の10
第59条第1項	次条第1項	第194条の20において準用する次条第1項
	療養介護計画	自立生活援助計画
第60条	療養介護計画	自立生活援助計画
第194条の6	第194条の12	第194条の20

(準用)

第45条の9 第7条、第45条の2、第45条の4及び第45条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第194条の20において準用する条例第60条第8項の規定による自立生活援助計画（条例第194条の20において準用する条例第60条第1項に規定する自立生活援助計画）」と、「6月」とあるのは「3月」と、第45条の5第1号から第4号までの規定中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、同条第5号中「第194条の12」とあるのは「第206条の20」と読み替えるものとする。

第15章 [略]

(準用)

第49条 [略]

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する読替え)

第49条の2 条例第201条の11の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	第32条	第201条の11において準用する第199条の3
第21条第2項	次条第1項	第201条の11において準用する第198条の4第1項
第24条第2項	第22条第2項	第201条の11において準用する第

第13章 [略]

(準用)

第49条 [略]

		198条の4第2項
第60条	療養介護計画	日中サービス支援型共同生活援助計画
第94条	第91条	第201条の11において準用する第199条の3
	前条の協力医療機関	第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関
第157条の2第1項	支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）	支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）
第157条の2第2項	支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）	支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）

(準用)

第49条の3 第7条、第10条、第46条から第48条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第201条の11において準用する条例第60条第8項の規定による日中サービス支援型共同生活援助計画（条例第201条の11において準用する条例第60条第1項に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する条例第75条第2項」と、

(事業の運営についての重要事項)

第50条 条例第201条の9の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助(条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 条例第201条の2に規定する受託居宅介護サービス事業者及び条例第201条の7第1項に規定する受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(6)～(11) [略]

(準用)

第51条 第7条、第10条、第46条及び第47条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画(同条第1項に規定する療養介護計画)とあるのは「第201条の12において準用する条例第60条第8項の規定による外部サービス利用型共同生活援助計画(条例第201条の12において準用する条例第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画)と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条の12」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条の12」と読み替えるものとする。

第14章 [略]

同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条の11」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条の11」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第50条 条例第201条の19の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助(条例第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 条例第201条の12に規定する受託居宅介護サービス事業者及び条例第201条の17第1項に規定する受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(6)～(11) [略]

(準用)

第51条 第7条、第10条、第46条及び第47条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画(同条第1項に規定する療養介護計画)とあるのは「第201条の22において準用する条例第60条第8項の規定による外部サービス利用型共同生活援助計画(条例第201条の22において準用する条例第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画)と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条の22」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条の22」と読み替えるものとする。

第16章 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。